

診断以外は個人情報は含まれない。よって、健康診断に関連する個人の健康情報は原則的には、事業場もしくは企業および健康診断を受託した企業外労働衛生機関（医療職がいる）に限られることとなる。健康情報の取り扱いの責任者としては契約している産業医が考えられる。しかし、非専属の産業医の多くは月に1回程度の出務しかなく、実質的な健康管理は企業の衛生管理者に任せられることが多い。その場合には管理責任が明確であるが、その内容による判断や医療機関への紹介などの責任は、やはり産業医が担うこととなる。

1000名以上の専属産業医や保健師などの常勤の医療職のいる企業では、健康診断を初めとする従業員の健康情報管理は医療職が担うこととなる。これらの医療職には専門職としての法的な個人情報の秘匿義務がある。

#### 2.4. 業務上の健康管理と個人健康管理

以上述べたように、企業における健康診断は業務上の関わりを中心として実施される。法的な考えとしては企業の「安全衛生配慮義務」とされる。健康診断の際に問題となるのは、この安全衛生配慮義務との関係で、いわゆる私病と業務の影響の関係である。私病とは、主に生活習慣病などの業務とは関係なく発生する各個人の持つ病的要素である。

この私病と業務上の安全衛生配慮義務の関係は労働災害、過労死などとの関係で以前から議論が続き、現在も明確な解答が示されるには至っていない。

生活習慣病対策として、旧労働省時代から企業に対して、定期健康診断項目の追加、快適職場、THP、などの対策があった。また、業務上の新たな課題の対策として過労死、過重労働、メンタルヘルス対策が取られてきた。

過労死裁判などで争点となっているのは、企業が

私病に対してどこまで責任を負うべきかと言うことである。しかし、個人情報保護が広まったために非医療職の企業関係者が従業員の健康情報を扱う際にルールが必要となり、さらに今回の特定健診が加わることで、企業外への健診情報の取り扱いが課題となっている。

### 3. 産業保健における個人情報保護

#### 3.1. 健康診断の流れ、契約と個人情報管理

ここで、産業保健分野における健康診断情報流通とそれに伴う個人情報保護について整理する。（図1）

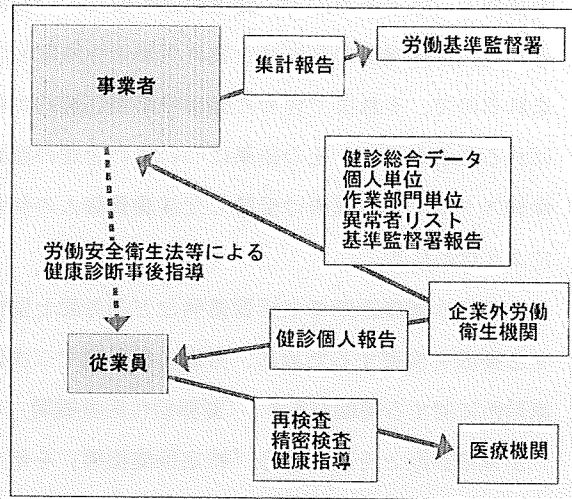


図1

このように関係者としては、事業者、従業員、企業外労働衛生機関、労働基準監督署と少ない。企業規模により専属もしくは非専属の産業医を初めとする産業保健スタッフが関わることもある。しかし、中小事業場では、企業外労働衛生機関が健康診断と共に産業医活動・健康指導を契約することも多い。

事業者と企業外労働衛生機関の間では、情報管理まで含めた契約が結ばれる。事業者と従業員の間に雇用契約があり、その中に従業員の個人情報も管理される。この範囲であれば、ほとんどが契約行為

で規定される。事後措置と呼ばれる保健指導も業務の一環として取り扱われる。

健康診断結果については企業外労働衛生機関から事業者側には印刷物もしくはFD・CD-ROMなどのデジタルメディアで渡される。個人に対しては封書にて郵送もしくは事業者を通じて渡される。労働基準監督署へは事業場単位での、高血圧や肝障害などの異常者の集計を報告する。

この範囲であれば、医療職のいる企業外労働衛生機関が情報管理を行うので、責任範囲も明確である。

事後措置の中には、再検査や精密検査などを近くの医療機関を受診して検査するが、通常は事業者の管理外のことであるので、健康保険を使っての受診となる。医療機関の中には企業外労働衛生機関も含まれるので、それまで含めた健康診断委託契約が結ばれことが多い。その結果についての企業の産業保健スタッフへの報告は受診した従業員個人の判断により行われる。

この二次健康診断で生活習慣病など過労死と関係する要因を検査するために、労働災害保険で二次健診に対する補助があり、「健診給付医療機関」で二次健康診断とそれに伴う「特定保健指導」を年に1回に限り受けすることが出来る。<sup>(10)</sup>

### 3. 2. 産業保健分野における個人情報保護の課題

この様な産業保健分野における健康診断を初めとする従業員の健康情報管理に関して、個人情報保護およびプライバシー権の見地から課題が指摘されてきた。その一番のポイントは事業者の安全配慮義務と個人情報保護およびプライバシー権の関係の解釈である。

これについては、「労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書」<sup>(9)</sup>にも「事業者が健康情報を取り扱う際には、労働者の健康保持のために健康状態を

把握する義務と、不必要に労働者個人のプライバシーが侵害されないように保護する義務との間での均衡を図ることが求められている。」とまとめられている。

産業保健における事業者による健康情報収集の大きな争点は雇用との関係である。そのため採用前の健康診断はその理由を明確にした上で行うように指導されている。また、健康診断結果とくに感染症を理由とした解雇は裁判でも違法判決が出ている。(東京地判平成7.3.30 HIV感染者解雇事件 労判667号14頁)

よって、健康情報は可能な限り医療職が管理することが望ましい。なお、現在の個人情報保護法では半年間に5000件以上の個人情報を取り扱う事業者を個人情報取り扱い事業者としている。さらに医療保健福祉機関においては、全ての機関で個人情報保護を行うように厚生労働省のガイドラインで指導されている<sup>(11)</sup>。しかし、産業保健分野においては、医療職が関わらない中小事業場などでは個人情報取り扱い事業者ではない事業場が従業員の健康情報の管理を行うこととなり、明確な法的な規制の対象とはなっていない。

## 4. 特定健康診査と産業保健

### 4. 1. 特定健康診査・特定保健指導の導入

この様な産業保健の現場に特定健康診査・特定保健指導の制度が導入される。「高齢者の医療の確保に関する法律」の二十七条第三項に「特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。」とあり、事業者が労働安全衛生法の定期健康診断結果を医療保険者に提供することとなる。これに伴い、基本的

に産業保健による健康指導に特定保健指導が加わることとなる。

課題としては従来の事業者、従業員、企業外労働衛生機関という関係者が比較的限られていた枠組みから、医療保険者、代行機関、保健指導アウトソーシング先というように関係者が増加し、情報の流通・管理が問題となることである。

しかも、現在では雇用関係が複雑になり、同じ事業場で業務を行っていても医療保険の異なる作業者の比率が高い。作業者の雇用状況については雇用者しか把握できないので、事業者と保険者間の雇用・健康診断情報の提供が必要になり、煩雑になる。また、一般定期健康診断以外の特殊健康診断や作業環境測定などの業務は別の企業外労働衛生機関に依頼する事になる。

このように従業員の健康情報に関与する関係者が増大し、情報の管理、流通に関連して取り扱いが問題となる。

#### 4. 2. 医療保険者と健康診断

産業保健の分野では、大企業の健康保険組合の中には企業の健康診断を行っている機関がある。その場合には形式的には、事業者からの産業保健サービスの委託の形式をとる。つまり、保険者が外部労働衛生機関としての機能を有している場合である。この場合には歴史的に事業者と保険者間での業務が継続的に行われ、信頼関係が構築されている。

この様な関係は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の二十二条第二項に記載されている「労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき特定健康診査に相当する健康診断を実施する責務を有する者（以下「事業者等」という。）は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。」という記載に近いと考えられる。

おそらくは、行政側はこの様な運用を期待していると考えられる。これにより、医療保険者が、健康診断とその後の事後措置という従来外部労働衛生機関が担ってきた中心的な役割を担い、しいては産業保健への関与も可能になる。

この様な形態は、個人情報保護の観点からも情報管理や情報移動・変換にともなうトラブルが少なくなると考えられる。

#### 4. 3. 医療保険者における健康情報管理

医療保険者に関する個人情報保護のガイドラインとしては、2004年に「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」<sup>(12)</sup>、2005年に「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」<sup>(13)</sup>、が出された。このガイドラインは、レセプトの管理と健康診断・保健指導を想定したガイドラインとなっている。特に外部委託や再委託時の注意点についても言及している。

同時に、健康保険組合での業務委託に伴う個人情報保護の重要性については、「個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225003号）と「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225001号）の「4. 個人情報の処理に関する外部委託に関する措置」でも通達されている。

今回の特定健康診査・特定保健指導では、従業員の転職にともなう保険者間の情報提供と特定保健指導の業務委託に伴う健康情報提供と結果報告が問題となる。

通常では個人情報の第3者提供として事業者から医療保険者へ提供されるが、特定保健指導対象者の指導を外部に委託する場合には、さらに委託事業者

に個人情報が提供されることとなる。

特定健康診査ではその結果の判定は全国的な基準が規定され、ほぼ自動的に判定が行われる。その結果どのような指導を行うかについては、医療保険者が判断して、アウトソーシング基準に適合した機関に所属する医療職が担当する。この判断を非医療職が行わないようにする必要がある。

#### 4.4. 医療保険者の課題

医療保険者は従来、診療報酬請求の支払、保険料の徴収やその他の給付など一般事務しか業務として行っておらず、多くの組合は2-5名の一般事務職程度で運営されている。そのため、健康情報の管理や健康指導のための体制の整備が不十分である。特に健康情報は以上述べたように医療職の関与が望ましいが、医療保険者にそれを求めるることは困難と考えられる。

に関する課題

#### 4. 事業者が特定保健指導の実施を委託される場合

の留意点に関する課題

#### 5. 健診改正案の評価に関する課題

これらの要点は、健康診断の取り扱いの考え方として、雇用者側の責任として行う健康診断と保険者に課せられた特定健康指導の間での法的、実務的整合性の問題である。

#### 5.2. まとめ

以上、産業保健分野における個人情報保護を概説し、産業保健分野における特定健康審査・特定保健指導の実施の課題について検討した。

### 5. 産業保健現場から見た

#### 特定健康診査・特定保健指導とまとめ

##### 5.1. 日本産業衛生学会からの要望書<sup>(14)(15)</sup>

以上の状況を踏まえ、日本産業衛生学会および日本産業衛生学会産業医部会より特定健康診査事業に対して要望書が出された。

個人情報保護に関して、目的外使用の防止、利用を拒否するものに対する対応、作業関連との情報の取り扱い、などの内容が盛り込まれ、産業保健関係者の意見を代表している。

その概要として以下の課題が指摘されている。

- 1, 脇周囲径（腹囲）測定の有用性に関する課題
- 2, 労働安全衛生法（安衛法）の健康診断に腹囲を追加することの妥当性に関する課題
- 3, 脇周囲径（腹囲）を含めた健康情報の取り扱い

## 参考文献

- (1) 厚生労働省、安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会報告書、2007.3, <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/04/h0402-4.html>
- (2) 標準的な健診・保健指導プログラム, <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu/index.html>
- (3) 小規模事業所における総合的健康管理の方策に関する調査研究, 1996年2月, [http://www.ipb.pref.osaka.jp/report/busins96/bsns96\\_2.html](http://www.ipb.pref.osaka.jp/report/busins96/bsns96_2.html)
- (4) 過重労働による健康障害防止のための総合対策について, 2005年3月, <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/ka060317008a.pdf>
- (5) 産業保健専門職の倫理コード, 2002年, [http://www.icohw.org/core\\_docs/code\\_ethics\\_jpn.pdf](http://www.icohw.org/core_docs/code_ethics_jpn.pdf)
- (6) 労働者個人情報の保護実施要項, ILO労働者のための技術・倫理ガイドライン/労働者個人情報の保護実施要項, P65, 労働基準調査会, 1999年
- (7) ILO労働者のための技術・倫理ガイドライン, ILO労働者のための技術・倫理ガイドライン/労働者個人情報の保護実施要項, P1, 労働基準調査会, 1999年
- (8) ロンドン王立内科医会産業医部会, 産業医の倫理ガイドライン, 健康開発科学研究会誌, 2001年
- (9) 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課, 労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書, 2004年9月, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0906-3a.html>
- (10) 厚生労働省労災補償課医療係, 二次健康診断等給付について, <http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/rousai/rousai-2ji.htm>
- (11) 厚生労働省, 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン, 2004年12月, <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>
- (12) 厚生労働省, 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン, 2004年, <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161227kenpo.pdf>
- (13) 厚生労働省, 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン, 2005年, <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170401kokuhoh.pdf>
- (14) 日本産業衛生学会, 衛則改正に関わる省令案の実施に関する要望書について, 2007年7月, <https://www.sanei.or.jp/#line>
- (15) 日本産業衛生学会産業医部会, 特定健康診査、特定保健指導に関して、産業医業務における位置づけ、日本産業衛生学会産業医部会としての意見, 2007年6月, <http://www.on-top.net/ibukai/bukai/kanjikai070627.doc>

Title

The investigation for personal health information on occupational health \_focusing for particular health check up system -

Authors

Katsuya Yahata M.D.

Institutes

Department of Work Systems and Health, Institute of Industrial Ecological Sciences, University of Occupational and Environmental Health, Japan

Katsuya Yahata M.D.

Associate professor

Department of Work Systems and Health

Institute of Industrial Ecological Sciences

University of Occupational and Environmental Health, Japan

1-1 Iseigaoka Yahatanishi-ku Kitakyushu city, Japan

Tel: +81-93-691-7471 Facsimile: +81-93-601-2667

E-mail:yahata@med.ueoh-u.ac.jp

Key Words

Occupational health, privacy protection, particular health checkup

Abstract

Occupational health is different from the medical field, and it is done as a series of control of safety sanitation of the general enterprise. Therefore, it becomes another outline with the medical personal information protection for the consultation person in the medical institution. Particular health medical examination, particular health guidance for metabolic syndrome was introduced in the field in April 2008, and it became the offer is equal to necessity of the information outside the usual outline. Consider whether there are ethics being looked for in case of that for the occupational health, and what kind of contradiction, and it becomes the offer is equal to necessity of the medical information to the private organization which a medical person is not in, and becomes regulation is equal to necessity of the management of information and the use with the new outline.

